

令和8年度 若狭消防組合職員採用候補者前期試験案内 ～令和9年4月1日採用～



受付期間	令和8年 5月11日(月)～5月29日(金)
第1次試験日	令和8年 6月21日(日)



若狭消防組合HP

【注意】

若狭消防組合が行う前期試験に申込みをした方は、後期試験を受験できません。

1 試験区分、採用予定人員等

試験区分	採用予定数	職務内容
消防吏員 A (一般)	若干名	総務、予防、警防、通信、消火、救急、救助等の業務。 ※8 採用後の職務内容にも記載。
消防吏員 B (救急救命士)	若干名	上記と同じ。 ※救急業務だけを専門に行うのではなく、消防業務全般を職務とします。

2 受験資格

(1)要件等

試験区分	資格・免許	生年月日等
消防吏員 A (一般)	必要なし。	平成9年4月2日～平成17年4月1日に生まれた人。 ※大学を卒業した人または令和9年3月31日までに卒業見込みの人。
消防吏員 B (救急救命士)	救急救命士資格を有する人。 または、令和8年度に実施される、第50回救急救命士国家試験で取得見込みの人。	平成9年4月2日～平成19年4月1日に生まれた人。

※上記に記載の受験資格を有する方であれば、現在県外に在住の方や社会人経験者の方でも受験可能です。

(2)性別 問いません。

(3)身体要件

ア 視力 視力(矯正視力を含む。)が両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上。

イ 色覚 赤色、青色および黄色の色彩が識別できること。

ウ 身体等 心身ともに健全で職務遂行上支障がないこと。

(4)居住地

若狭消防組合管内(小浜市、若狭町のうち旧上中町、高浜町、おおい町)に居住している人または採用後、若狭消防組合管内に居住できる人としませんが、若狭消防組合消防本部(福井県小浜市大手町7-8)を起点に、概ね1時間以内に通勤可能な居住地または採用後に同条件に居住できる人も受験可能とします。

(5)その他の条件 次の各号のいずれかに該当する人は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない人。(消防職員は、公権力の行使を伴うため。)

イ 拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人。

ウ 若狭消防組合において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人。

エ 人事委員会または公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた人。

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人。

※受験資格等について

受験資格に満たないこと又は申込書の記載事項に不正や偽りがあると判明したときは、合格を取り消します。また、採用後に不正が発覚した場合には、採用を取り消します。

3 試験日時および場所

試験区分	区分	日時	場所
消防吏員A (一般) 消防吏員B (救急救命士)	第1次試験	令和8年6月21日(日) (受付) 午前7時50分～8時20分 若狭消防署上中分署 (試験) 午前8時30分 開始	(筆記試験) 福井県三方上中郡若狭町上吉田 5-31-2 若狭消防署上中分署 (体力検査) 福井県小浜市駅前町 13-29 小浜小学校体育館
	第2次試験	令和8年7月下旬予定	第1次合格者に通知します。

※台風や地震などの自然災害、感染症の影響等により、やむを得ず試験日、日程等を変更する場合があります。日程変更の場合は、若狭消防組合ホームページにて公表しますので最新情報を御覧ください。

4 採用試験の方法

次により、第1次試験と、第1次試験合格者を対象とした第2次試験を行います。

試験科目・種目		試験区分	方法等	
第1次試験	消防適性検査	全試験区分	1時間	消防職員としての適応性をみるため、マークシート方式の適性検査(複数)を行います。
	教養試験		2時間	5肢択一・マークシート方式の筆記試験を行います。 出題分野 社会、人文および自然に関する一般知識ならびに文章理解、判断推理、数的推理および資料解釈に関する一般知識。 【消防吏員 A】 大学卒業程度以上 【消防吏員 B】 高校卒業程度以上
	作文試験		1時間	課題に対する思考力、理解力、文章構成力および表現力等について行います。 600字以上800字程度。
	体力検査 (体力テスト)		3時間	消防職員として必要な体力をみるため、「立ち幅跳び、上体おこし、反復横とび、握力、往復持久走(20mシャトルラン)」の体力テストを行います。テストの得点は、男性用と女性用を用いて採点します。
	高所適正検査 (高所のぼり)			高所への適応性をみるため、はしご登りを行います。

試験科目・種目		試験区分	方法等	
第2次試験	面接試験	全試験区分	最初に口述試験として、30秒間の自己PRを述べていただきます。人柄、性格、適性、職務遂行能力等をみるため、面接試験を行います。	
	その他		受験資格の確認 受験資格の有無、提出書類記載事項の真否等について確認します。 健康診断書の提出、検査項目等については1次試験合格者に通知します。	

※選考、試験中に怪我等をした場合、当組合は一切の責任を負いかねますので御了承ください。

5 合格者の発表

(1) 発表の時期

区 分	時 期	発表の方法
第1次試験 合格発表	令和8年7月上旬	第1次試験および第2次試験の結果は、ホームページに公表するほか、合格者、不合格者のいずれにも郵便で通知します。
第2次試験 合格発表	令和8年8月上旬	最終合格発表は、若狭消防組合消防本部、上中分署、高浜分署、大飯分署の掲示場に公告します。

6 受験申込方法

(1) 申込方法 ホームページの申込フォームからインターネット申込

(2) 受付期間 令和8年5月11日(月)午前0時00分～5月29日(金)午後11時59分



若狭消防組合HP
(専用申込フォーム)

※受験申込の受理後、申込フォームに記載のメールアドレスに確認メールを送信します。

「@logoform.jp」「@wakasa-fd.jp」のドメインからの受信ができるよう設定をお願いします。

(3) 提出書類 **※受験当日に持参し提出してください。**

ア 学業成績証明書 1部

イ 学位記の写しもしくは卒業(見込)証明書 1部

※学業成績証明書が発行期限により取得不可の場合は、学位記の写しもしくは卒業証明書のみで結構です。

ウ 救急救命士免許証の写し 1部

※救急救命士の資格を有する人のみ。

7 合格から採用まで

(1) 採用予定

最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、来年の4月1日付けで若狭消防組合職員として採用される予定です。消防吏員の階級は消防士となります。また、採用後、全寮制の消防学校に入校し、6か月間消防吏員として最低限必要な初任教育を受けます。

(2) 自動車運転免許の取得

合格後、普通自動車運転免許(マニュアル車)を取得していただきます。

消防車両を運転する業務に従事するため、準中型運転免許の取得を推奨します。

(3)不採用

卒業見込みの人が、卒業見込みの学校を卒業できなかった場合は、採用されません。

また、救急救命士資格を取得見込みの人が、「2 受験資格」の項に記載してある所定の期日までに資格を取得できなかった場合は、採用を取り消します。

8 採用後の職務内容

(1)配属先

若狭消防本部、若狭消防署または各分署のいずれかに配属される予定です。

(2)職務内容

住民の生命、身体、財産を災害から守るために、「主に火災などの災害の防ぎよ・鎮圧、救急業務、救助業務、そのほか建物の安全指導、火災予防のための立入検査、危険物施設の安全対策、防火管理者等への指導、火災原因調査、消防車両・機器の整備などの業務」を行います。

9 勤務条件等

(1)条件附採用

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の規定により、職員の採用は、すべて条件附のものとし、その職員がその職において6月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

(2)初任給

初任給は、最終学歴により決定します。社会人としての経験年数換算や修学年数調整もあります。

職 種	学歴区分	初任給
消防職	大学卒	237,600円
	短大卒	222,600円
	高校卒	206,700円

(3)昇給、昇任

職員の勤務成績や人事評価に応じて昇給が決定され、昇任試験などによる昇任制度があり、昇進への道が開けています。

(4)職員手当

給与条例などの規定により、扶養手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当、勤勉手当などのうち該当する手当が支給されます。

(5)勤務形態および勤務時間

ア 勤務形態

(ア)消防本部 毎日勤務(一部の職員は交替制勤務)

(イ)若狭消防署 交替制勤務(一部の職員は毎日勤務)

イ 勤務時間(1週間あたり38時間45分)

(ア)毎日勤務 8時30分から17時15分まで、7時間45分

(イ)交替制勤務 8時30分から翌日の8時30分まで、15時間30分(休憩2時間、睡眠6時間30分、1回の勤務が毎日勤務の2回分)

(6)福利厚生制度等

職員となった日から、福井県市町村職員共済組合の組合員となります。共済組合は、職員とその家族の生活の安定と福祉の向上のために、短期給付事業(組合員証の交付、病気・ケガ等に対する給付)長期給付事業(退職共済年金や一時金の給付)、福祉事業(健康の保持増進事業、住宅資金の貸付)を行っており、そのサービスを受けられます。また退職手当制度や公的年金制度により、退職後の生活基盤も安定しています。

(7)休暇・休業制度

若狭消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例および同条例施行規則の規定により年次休暇、病気休暇、特別休暇および介護休暇等が認められており、また育児休業制度や自己啓発休業制度も認められています。

10 その他

(1)この試験は、国家公務員、教育公務員、県職員、他の市町村等職員の採用試験ではありませんので注意してください。

(2)提出された書類については、一切返却いたしませんので御了承ください。

(3)第1次試験の留意事項

ア 筆記試験後の体力試験については、別会場となっておりますので、各自での移動をお願いします。移動手段がない方については、当消防組合で送迎対応いたします。

なお、体力試験後、試験会場への送迎は行いません。体力試験会場での解散とします。

イ 試験は午後もありますので、昼食を準備してください。

ウ 体力検査については、水分補給用の飲物、運動のできる服装、靴等を持参してください。

エ 体力検査の前に準備体操を行います。負傷等には十分注意してください。

(試験中の負傷等については、原則、自己責任となります。)

(4)受験手続、その他の問い合わせは下記までお願いします。

【問合せ先】

若狭消防組合消防本部 総務課

TEL:0770-52-5212(直通) 平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

E-mail soumu@wakasa-fd.jp URL <http://www.wakasa-fd.jp>